

2. 事業の概要と成果	
(1) 上位目標の達成度	「エルメラ県及びリキサ県のコーヒーの生産性の向上及びコーヒー加工輸出団体設立を通じた小規模生産者組合・グループの収益向上支援」を上位目標と設定した。 まず、(ア) コーヒー園場リハビリテーション事業について、当初の計画ではコーヒーの生産性向上の為に、合計 10,000 本のシェードツリー（日陰樹）及びコーヒーの木の新植・植え替えを予定していたが、エルメラ県レテフォホ郡の計 5 村において、苗床作りを行い、そのうち 3 村で当初の目標を上回る約 1 万 5,000 本のシェードツリー及びコーヒーの木の苗木を育成、新植・植え替えを実施し、順調に成育すれば 18 トンのコーヒー生産が新しく見込まれることになる。 上記に加え、コーヒーの生産性を改善しコーヒー生産者の収入を向上させるためには、従来の新植と台きりというアプローチだけではなく、土壌の改良が欠かせないため、日本からコーヒーの専門家を派遣し、実技指導を行うと共にコンポストの作成も開始した。コンポスト場は、ハウプ村ドゥホホ集落に 1 か所、ハトゥガウ村フンダ集落に 1 か所、ゴウロロ村ゴウララ集落に 2 か所の合計 4 か所に設置し、約 80 世帯の圃場で施肥が可能となった。コーヒーの木の生産性向上、コーヒーの豆の精製方法に関する技術指導を同時に実施することで、将来予期される生産量の減少に伴う収入減に備えることができた。 また、(イ) 収益向上支援に関して、小規模生産者組合・グループの中でパーチメントへの精製方法についての知識や経験が十分でない組合・グループが多いことが判明し、更に現地住民からの要望もあったため、現地のニーズを反映して希望する 7 組合 133 名に対し、付加価値の高い水洗式による一次加工の技術講座を実施した。
(2) 事業内容	(ア) コーヒー園場リハビリテーション事業 エルメラ県レテフォホ郡の、ゴウロロ村ゴウララ集落に 2 か所、エラウロ村オロパナ集落に 1 か所、ハウプ村ドゥホホ集落に 1 か所、ハトゥガウ村フンダ集落に 1 か所、計 5 か所においてシェードツリーの苗床作りを実施した。そのうちのゴウロロ村ゴウララ集落、ハウプ村ドゥホホ集落、ハトゥガウ村フンダ集落の苗床から、約 1 万 5,000 本（目標の 150%）のシェードツリー及びコーヒーの木の苗木を配布し、周辺のコーヒー生産者がフィールド・オフィサー 4 名と共に、各々のコーヒー園場へ移植した。 また、フィールド・オフィサー 4 名がプログラム・マネジャーの指導の下、苗床作成と、新たにシェードツリー及びコーヒーの木の新植を行ったコーヒー生産者計 191 世帯（目標 320 世帯：達成率約 60%）の圃場に加え、先行事業で新植と台きりを実施したハウプ村（50 世帯）、ハトゥガウ村（16 世帯）、ドゥクライ村（69 世帯）の 3 村において、135 世帯（目標 130 世帯：達成率約 104%）への進捗度合の確認も兼ねた巡回指導を実施した。 さらに、ゴウロロ村ゴウララ集落及びエラウロ村オロパナ集落において苗床の設置作業をするにあたり、先行事業で実施したコーヒー園場のリハビリテーション研修に参加できなかった生産者が多数いたことが判明した。そのため、先行事業で同研修の参加者に

	配布したコーヒーの木の手きりや苗床作りの方法が描かれたポスターを、ゴウロロ村ゴウラ集落のコーヒー生産者 30 名、及びエラウロ村オロパナ集落のコーヒー生産者 20 名に配布した。 コーヒーの木の台きりに関しては、コーヒーの収穫後、例年より早く雨季が始まってしまった為、道路状況が悪化してしまい実施することが困難となった。しかし、本事業で日本から派遣されたコーヒーの専門家の助言により、コーヒーの木は雨季に台きりする方がよく成長するということが分かった為、来季では、雨季の台きりを試験的に行うことを考慮すべきであることを確認した。 また、東ティモールの土壌は、窒素が少なくコーヒーの木が十分に生育できる環境でないことが分かり、コーヒー園場の生産性を最大限まで引き上げるには、土壌の肥沃化が最重要であることが明らかとなった。その一方、コーヒー生産者の大多数が土壌改良についての知識や経験が乏しく専門的な知見や技術を学ぶ機会が必要となった為、土壌改良について効果的な方法を指導するコーヒーの専門家を日本から 2016 年 1 月 9 日から 28 日まで、及び同年 2 月 21 日から 3 月 9 日まで派遣した。 (イ) 収益向上事業 収入向上事業について協議するために、通商・産業・環境省の組合・産業局とミーティングを行い、7 つのコーヒー生産者組合が事業提携先の候補として挙げられた。コーヒー生産者 7 団体とのミーティングでは、組合の活動状況、組合員数の確認、年間生産量や生産方法など生産過程の改善についての話し合いが行われた。 一方、収益向上事業の一環として計画していた事務所兼倉庫建設については、建設予定地が地域住民と法務省との間で所有権を巡る紛争の対象になった上、代替地の選定が困難となり、事業期間内での建設は極めて難しいと判断した。よって、本事業は平成 27 年 10 月 31 日をもって、中断せざるを得なかった。
(3) 達成された成果	(ア) コーヒー園場リハビリテーション事業 当初の計画において、10,000 本のコーヒーの木及びシェードツリーの新植・植え替えを予定していたが、地域のコーヒー生産者と協力し事業を進めていった結果、新たに園場に植えられたコーヒーの木及びシェードツリーの数目標値を大幅に超える合計約 15,000 本(目標の約 150%)となった。目標値の大幅な超過には、ゴウロロ村ゴウラ集落と、エラウロ村オロパナ集落のコーヒー生産者の積極的な参加を引き出すことに成功したことがあげられる。他方、苗床が効率的に運用できたことに伴い、園場移植が出来なかった苗木も一部残されており、引き続き、コーヒー生産者らと共に苗木の育成に努めていく。 各コーヒー生産者の園場に移植したコーヒーの木及びシェードツリーの生育状況は概ね良好であり、コーヒーの木は 5、6 年後には実をつけると想定されている。一部のコーヒー生産者からは、依然として空き地となっているスペースがあるので、生産量の向上の為に今後も毎年コーヒーの木を植えていきたいという声が聞かれ、生産者の意欲を刺激することに成功した。 他方、苗床作り及び台きりを行っている地域のコーヒー生産者約

320 世帯を対象に巡回指導を行う予定をしていたが、実施できたのは 191 世帯(目標の約 60%)にとどまった。主な理由として、例年より多かった降雨により道路状況が悪化したため、生産者を訪問することが困難だった点があげられる。

また、先行事業の実地研修参加者に対するモニタリングについては、当初の目標値を上回る 135 世帯(目標の約 104%)を訪問することができた。モニタリング結果より、先行事業で移植したシェードツリーとコーヒーの木は順調に生育しているが、多くの圃場でコーヒーの木の枝の剪定が適切に行われておらず、最も効率的な方法での育成に課題が残していることが判明した。今後、研修を実施する際には、枝の剪定の意義をさらに強調することの重要性を再確認することが出来た。

活動	目標値	実績
シェードツリーの植林	10,000 本	15,000 本
苗床及び台切り巡回指導参加者	320 世帯(約 2,240 人)	191 世帯(約 1,337 人)
モニタリング実施	130 世帯(約 910 人)	135 世帯(約 945 人)

さらに、コーヒーの生産性向上の為には土壌改良の技術が必須であり、特に窒素が少ないことが確認された東ティモールの土壌は専門家による技術支援が必要となった。本事業では、日本からコーヒー栽培の専門家を派遣し、コンポスト場の作り方や効果的な施肥のやり方、苗床のより効率的な作り方等に関し、実技指導が行われた。その後、専門家の指導の下、プログラム・マネジャーがフィールド・オフィサー4名及びコーヒー生産者らと共にコンポストの作成を開始した。コンポスト場は、ハウプ村ドウホ集落に1か所、ハトゥガウ村フンダ集落に1か所、ゴウロロ村ゴウララ集落に2か所、合計4か所に設置し、約80世帯の圃場で施肥が可能となった。

(イ) 収入向上事業

コーヒー生産組合7団体と生産力向上についてのミーティングに取り組む中で、コーヒーチェリーからパーチメントへの精製方法の知識や経験がない組合員が多いことが明らかとなり、かつ現地からもニーズがあったため、7組合133名に対し、付加価値の高い水洗式による一次加工の技術講座を実施し、コーヒーをより高値で販売できる方法を指導することができた。結果、参加した農家の多くで精製技術の向上がみられ、PWJの買取対象となる品質まで向上した。

(4) 持続発展性

本事業は、コーヒーの生産性の向上の為に、生産者らが苗床の育成及びコンポストの作成に積極的に参加し、知識と技術習得への意欲が非常に高いことが確認されており、今後持続的な利用と維持・修繕、そして拡大へと活かすものと考えられる。しかし、コーヒーの木の子の剪定が適切に行われていなかった事例にみられるように、細かな技術面に関しては、依然として支援の必要性があり、引き続き今後も農業水産省が各村に派遣している農業普及員やコーヒー生産者が各々属しているグループのリーダーとも協力し、巡回指導及びモニタリングを継続する予定である。

本事業は2カ年の複数年事業の第1期であり、第1期の事業の学びを活かしつつ当初の事業目標を達成すべく第2期事業を検討していたが、収益向上事業に係る事務所兼倉庫建設予定地の確保に難航し、当初の事業案とは異なる内容で事業目的を達成すべく再度調査・検討したが、事業期間内に目に見える効果を出すことが困難であるとの結論に至ったため、第1期事業終了とともに事業を中止することとなった。